

2018年度予算編成に当たって地方税財政の充実強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、医療・介護などの社会保障、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少の克服や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。一方、人材に限られる中で新たなニーズへの対応が困難となっており、人材確保を進めながら、地方財政の確立を目指す必要がある。

にもかかわらず、「トップランナー方式」導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されている。「インセンティブ改革」と合わせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、地方自治制度の根幹を揺るがしかねないものである。本来、必要な公共サービスを提供するため、財政面を担保するのが地方財政計画の役割である。財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、人口規模・事業規模の差異や民間産業の展開度合いの違いなどを無視して経費を算定するものであり、これ以上拡大しないこと。
- 4 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 所得税・消費税について、国から地方への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性の抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を

検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、財政運営に支障が生じないよう対応を図ること。

6 「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから現行水準を確保し、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図ること。

7 市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月16日

広島県府中市議会